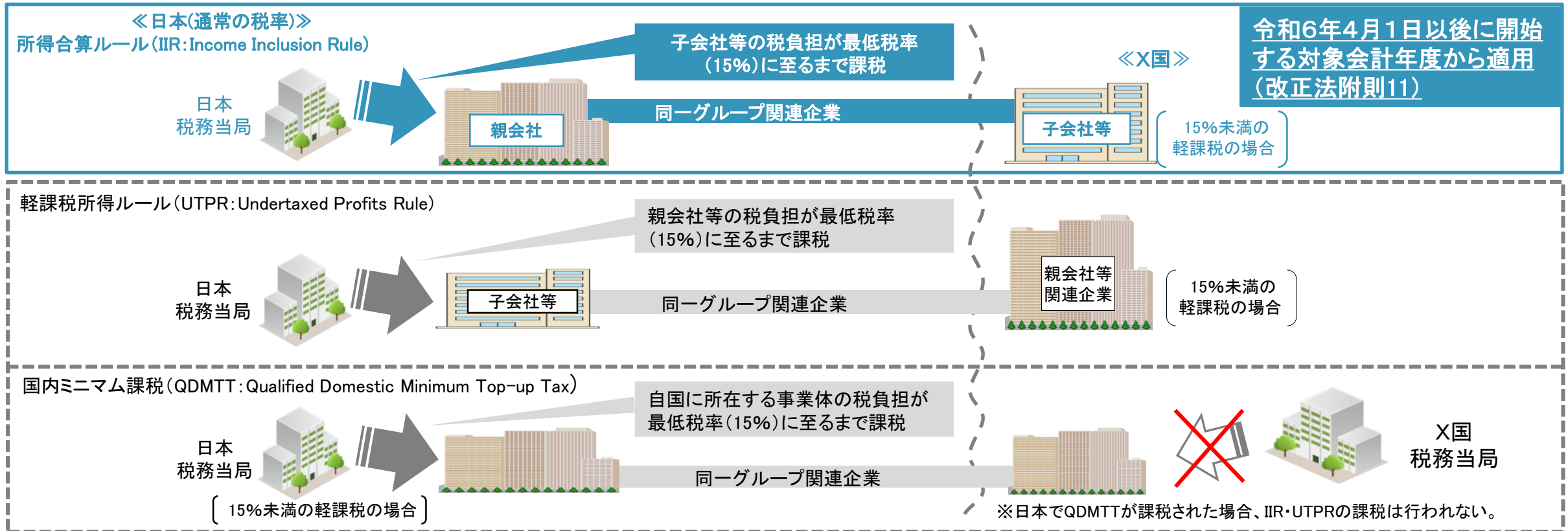


## 6 グローバル・ミニマム課税への対応

# (1) グローバル・ミニマム課税への対応(グローバル・ミニマム課税の概要)

- ・ グローバル・ミニマム課税は、年間総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業を対象とし、一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組みです。
- ・ 日本においては、国際的な合意に沿って、以下の3つのルールを導入する方向で検討され、令和5年度税制改正では、所得合算ルールに係る法制化が行われました(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等の創設)(法4①、6の2、15の2、82～82の10等)。

※ グローバル・ミニマム課税への対応に関する改正については、法律のみ公布されており、政令及び省令については後日公布されます(令和5年5月18日現在)。



## (2) グローバル・ミニマム課税への対応(所得合算ルールイメージ)

所得合算ルールは、軽課税国に所在する子会社等の税負担が国際的に合意された最低税率(15%)に至るまで、親会社の所在する国において課税を行う制度です。

